

議案第 48 号

瑞穂町印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町印鑑条例の一部を改正する条例

瑞穂町印鑑条例（昭和 60 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「により」を「に基づき備える」に、「する」を「受ける」に改める。

第 4 条第 1 項中「する」を「受けようとする」に改める。

第 7 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号。以下「令」という。）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第 30 条の 16 第 1 項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせ

たもので表していないもの

第7条第1項第2号中「等他」を「、その他氏名、旧氏又は通称以外」に改め、同項第6号中「登録する」を「登録を受けようとする」に改める。

第8条中「次の各号」を「次」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称)

第8条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第9条第1項中「印鑑の登録をしている旨の証書」を「当該登録を識別するための磁気を付したカード」に、「登録申請者」を「印鑑の登録を受けた者」に改める。

第10条中「している」を「受けている」に改める。

第12条第2項中「している」を「された」に改める。

第14条第5号中「氏名、氏」の次に「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。))」を加える。

第15条中「次の各号」を「次」に改める。

第16条中「写し」の次に「(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取り、磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。))」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

瑞穂町印鑑条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (登録資格)</p> <p>第3条 瑞穂町に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき備える住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 略 (登録申請)</p> <p>第4条 印鑑の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、印鑑登録申請書に印鑑を添え、自ら申請しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第5条及び第6条 略 (登録の制限)</p> <p>第7条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1)住民基本台帳に記録されている氏名、<u>氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2)職業、資格、<u>その他氏名、旧氏又は通称以外の事項をあわせて表しているもの</u></p> <p>(3)から(5) 略</p> <p>(6)その他登録を受けようとする印鑑として<u>適当でない</u>と町長が認めたもの</p> <p>2 略</p>	<p>第1条及び第2条 略 (登録資格)</p> <p>第3条 瑞穂町に住所を有し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)により住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を<u>する</u>ことができる。</p> <p>2 略 (登録申請)</p> <p>第4条 印鑑の登録を<u>する</u>者(以下「登録申請者」という。)は、印鑑登録申請書に印鑑を添え、自ら申請しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>第5条及び第6条 略 (登録の制限)</p> <p>第7条 町長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1)住民基本台帳に記録されている氏名、<u>氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</u></p> <p>(2)職業、資格<u>等</u>他の事項をあわせて表しているもの</p> <p>(3)から(5) 略</p> <p>(6)その他登録する印鑑として<u>適当でない</u>と町長が認めたもの</p> <p>2 略</p>

(印鑑登録原票)

第8条 町長は、印鑑登録原票を備え次に掲げる事項を登録する。

(1) (2) 略

(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあつては、記録。以下同じ。))がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称)

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(印鑑登録証の交付)

第9条 町長は、印鑑の登録をしたときは、当該登録を識別するための磁気を付したカード(以下「印鑑登録証」という。))を当該印鑑の登録を受けた者に対して直接交付する。

2 略

(印鑑登録証の引替交付)

第10条 印鑑登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)は、印鑑登録証が著しく汚損し、又はき損したときは、印鑑登録証引替交付申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付申請をすることができる。

第11条 略

(登録廃止申請)

第12条 略

2 印鑑登録者は、登録された印鑑を亡失した

(印鑑登録原票)

第8条 町長は、印鑑登録原票を備え次の各号に掲げる事項を登録する。

(1) (2) 略

(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

(4) 略

(5) 男女の別

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(印鑑登録証の交付)

第9条 町長は、印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録をしている旨の証書(以下「印鑑登録証」という。))を当該登録申請者に対して直接交付する。

2 略

(印鑑登録証の引替交付)

第10条 印鑑登録をしている者(以下「印鑑登録者」という。)は、印鑑登録証が著しく汚損し、又はき損したときは、印鑑登録証引替交付申請書に当該印鑑登録証を添えて引替交付申請をすることができる。

第11条 略

(登録廃止申請)

第12条 略

2 印鑑登録者は、登録している印鑑を亡失し

ときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

第13条 略

(印鑑登録の抹消)

第14条 略

(1)から(4) 略

(5)氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、氏名又は通称の片仮名表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)とき。

(6)(7) 略

(代理人)

第15条 登録申請者又は印鑑登録者が疾病等やむを得ない理由により申請等次に掲げる行為を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により行うことができる。

(1)から(5) 略

(印鑑登録の証明)

第16条 町長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている第8条第1号及び第2号を除く同条各号の写し(印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取り、磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。)について証明する。

第17条から第23条 略

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

たときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

第13条 略

(印鑑登録の抹消)

第14条 略

(1)から(4) 略

(5)氏名、氏_____又は名(外国人住民にあつては、氏名又は通称の片仮名表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)とき。

(6)(7) 略

(代理人)

第15条 登録申請者又は印鑑登録者が疾病等やむを得ない理由により申請等次の各号に掲げる行為を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人により行うことができる。

(1)から(5) 略

(印鑑登録の証明)

第16条 町長は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている第8条第1号及び第2号を除く同条各号の写し_____について証明する。

第17条から第23条 略